

肥料販売業務の手引き

愛知県内で肥料を販売する方へ

<目次>

	ページ
1 肥料の販売を開始するとき	1
2 届出事項に変更が生じたとき	2
3 肥料販売業務を廃止したとき	2
4 届出の提出先	3
5 ケース別の届出事例	4
6 その他のQ&A	4
7 届出様式の記載例	6

愛知県農業水産局

1 肥料の販売を開始するとき

1 肥料の販売にあたって

愛知県内で肥料の販売を行う場合は、愛知県知事に届出を行う必要があります（肥料の品質の確保等に関する法律（以下「肥料法」という。）第23条第1項）。

2 提出書類

郵送または持参により提出してください。様式は下記HPからダウンロードできます。

なお、県内に事業場（営業店舗）が複数存在する場合は本社が一括して届出することができます。届出書に書ききれない場合は店舗の一覧表を別紙として添付してください。

提出書類	部数
・肥料販売業務開始届出書	2部
（法人の場合） ・登記簿謄本又は抄本（初めて提出する業者のみ。写しの場合は発行後3ヶ月以内のもので、申請者が原本証明したもの） （個人の場合） ・住民票（写しの場合は発行後3ヶ月以内のもので、申請者が原本証明したもの）	1部
・返信用封筒（切手も貼付）※副本返送用です。	1通

3 提出期限

肥料販売業務開始後、2週間以内。

4 提出先

本社の住所（個人の場合は居住地）により異なります。

3ページ「届出の提出先」でご確認ください。

5 届出後

受理後、整理番号を記入した副本を返送します。副本は届出済みの証明となるので大切に保管してください。

6 注意事項

以下の場合も届出が必要です。

- ・インターネットオークションやフリマアプリを通じて個人間で取引する場合や、農産物直売所で肥料を販売する場合。
- ・市販の肥料を小分けして販売する場合。
- ・肥料を無償で配布する場合や、サンプルとして配布する場合。

○ 届出書の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

『肥料販売に関する届出 - 愛知県』

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000005878.html>

2 届出事項に変更が生じたときの届出

1 届出事項に変更が生じた場合

変更が生じてから2週間以内に届出を提出する必要があります(肥料法第23条第2項)。
(変更の例)

- ・法人の名称変更、代表者変更、住所変更。
- ・営業所の名称変更、住所変更、店舗の追加、一部店舗の廃止。

※ 詳しくは、4ページ「ケース別の届出事例」をご確認ください。

2 提出書類

郵送または持参により提出してください。様式はHPからダウンロードできます。

提出書類	部数
・肥料販売業務開始届出事項変更届出書	2部
・登記簿謄本又は抄本の写し ※届出者(法人本社)の住所又は氏名が変わった場合のみ。	1部
・返信用封筒(切手も貼付) ※副本返送用です	1通

3 提出期限

変更が生じた日から、2週間以内。

4 提出先

本社の住所(個人の場合は居住地)により異なります。

3ページ「届出の提出先」でご確認ください。

また、返送された副本は届出済みの証明となるので大切に保管してください。

3 肥料販売業務を廃止したときの届出

1 肥料販売業務を廃止したとき

廃止してから2週間以内に届出を提出する必要があります(肥料法第23条第2項)。

2 提出書類

郵送または持参により提出してください。様式はHPからダウンロードできます。

提出書類	部数
・肥料販売業務廃止届出書	2部
・返信用封筒(切手も貼付) ※副本返送用です	1通

2 提出期限

肥料販売業務を廃止した日から2週間以内。

3 提出先

本社の住所(個人の場合は居住地)により異なります。

3ページ「届出の提出先」でご確認ください。

また、返送された副本は届出済みの証明となるので大切に保管してください。

4 届出の提出先

届出者（法人の場合は本社・本店、個人の場合は居住地）がある市町村を所管する農林水産事務所に提出してください。名古屋市内、または愛知県外に本社がある場合は、愛知県庁農業経営課に提出してください。

住所 (法人の場合は本社・本店、個人の場合は居住地)	届出先	
名古屋市、愛知県外	農業水産局農政部 農業経営課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 TEL 052-954-6411
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡	尾張農林水産事務所 農政課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 TEL 052-961-7211
津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡	海部農林水産事務所 農政課	〒496-8532 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-24-2111
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡	知多農林水産事務所 農政課	〒475-0903 半田市出口町 1-36 TEL 0569-21-8111
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡	西三河農林水産事務所 農政課	〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4 TEL 0564-23-1211
豊田市、みよし市	豊田加茂農林水産事務所 農政課	〒471-8566 豊田市元城町 4-45 TEL 0565-32-7361
新城市及び北設楽郡	新城設楽農林水産事務所 農政課	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字小貝津 6-2 TEL 0536-62-0545
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河農林水産事務所 農政課	〒440-0806 豊橋市八町通 5-4 TEL 0532-54-5111

5 ケース別の届出事例

- 下記の場合は「開始届」です。
 - ・ 他県で届け出ている法人（個人）が、愛知県内で初めて肥料を販売する。
- 下記の場合は「変更届」です。
 - ・ 届出者の名称変更、住所変更、代表者変更、主たる事務所の所在地の変更
 - ・ 販売事業場の名称変更、住所変更
 - ・ 保管する施設の住所変更
 - ・ 有限会社から株式会社に変更する（商号変更）
 - ・ 愛知県内に届出済みの営業所（販売店舗）があり、販売店舗を追加する。
 - ・ 愛知県内に複数の営業所（販売店舗）があり、一部の販売店舗を廃止する。
- 下記の場合は、旧届出者名で「廃止届」を提出後、新届出者名で「開始届」を提出してください。
 - ・ 個人から法人（法人から個人）へ変更する。
 - ・ 法人でない届出者が、相続に伴い代表者を変更する。
 - ・ 親から子へ代替わりする。
 - ・ 営業権譲渡契約により営業権を譲渡する。
- 届出者である法人が合併した場合は、下記のとおりです。
 - ・ 届出者が母体となった吸収合併（名称が変わる場合）・・・変更届
 - ・ 届出者が母体となった吸収合併（名称が変わらない）・・・届出不要
 - ・ 対等合併による新会社の設立・・・・・・・・・・・・・・廃止届 + 開始届
 - ・ 吸収合併で届出者の法人が消滅した・・・・・・・・・・・・・・廃止届 + 開始届

6 その他のQ&A

- Q 副本を紛失してしまいました、再発行できますか。
- A 再発行はできませんので、「肥料販売業務開始届出証明願」を提出してください。
- Q 届出に手数料は必要ですか。
- A 必要ありません。
- Q 届出に有効期限はありますか。
- A ありませんが、届出内容に変更があった場合や販売をやめた場合は届出が必要です。

Q 県内に複数の販売店舗がありますが、販売届出は店舗ごとに必要ですか。

A 同一県内にある複数の店舗で肥料を販売する場合は、店舗ごとでの届出ではなく一括で届け出てください。

Q チェーンストアで県内に店舗があり届出済みです。新規店舗を開店しますが、新しい販売届が必要ですか。

A 新規の販売届ではなく、変更届（販売する事業場の追加）を提出してください。

Q チェーンストアで営業店舗を一部閉店します。廃止届が必要ですか。

A 愛知県内に営業店舗が残る場合は、廃止届ではなく変更届（販売する事業場の削除）を提出してください。県内から店舗がなくなる場合は、廃止届を提出してください。

Q 届出者は店舗名称（屋号）でよいでしょうか。

A 登記されている社名及び代表者の氏名を記入してください。

Q 法人化していない場合、届出者はどのように書けばよいですか。

A 法人格のない任意団体などの場合は、代表者が個人として届け出てください。

Q 肥料の生産業者ですが、販売届は必要ですか。

A 必要です。肥料を自家消費のみに使用する場合は、届出は必要ありません。

Q 無料で肥料を配布する場合でも、販売届は必要ですか。

A 有償・無償にかかわらず、繰り返し又は繰り返す意志をもって肥料を生産・販売する場合は、販売届が必要です

Q 市販の肥料を小分けして販売するとき、注意することはありますか。

A 普通肥料の場合、販売業者は、肥料の容器又は包装の外部に、販売業者保証票を付す必要があります。販売業者保証票の書き方は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の「表示の手引き」を参照してください。また、特殊肥料については「特殊肥料生産の手引き」を参照してください。

Q インターネットオークションやフリマアプリで販売する場合、販売届は必要ですか。

A インターネットオークションやフリマアプリにおいて、たとえ個人であっても繰り返し又は繰り返す意志をもって肥料を販売する場合は、「業とする者」に該当するため、販売届が必要です。

Q 委託販売の場合は届出が必要がですか。

A 委託販売の場合は、委託者と受託者の双方が販売業者として取締りを受けることとなります。

(記入例)

様式第15号

(イ) 肥料販売業務開始届出書

年 月 日

愛知県知事殿

- ・法人の場合：本社(本店)の所在地・名称を記入して下さい。
- ・個人の場合：届出者本人の居住地の住所を記入して下さい。
- ・記載する内容は、登記簿謄本、住民票等の記載どおりとして下さい。

※1

郵便番号 460-8501
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏名 株式会社アイチ
(名称及び代表者の氏名) 代表取締役 愛知太郎
電話番号 (052) 961-2111

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

※すでに届出をしており、販売する店舗を増やす場合は、新しい開始届ではなく、変更届(販売する事業場の追加)の提出になりますのでご注意ください。

記

- 1 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
株式会社アイチ 代表取締役 愛知太郎
※1に記入した内容を転記してください。

- 2 販売業務を行う事業場の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
豊橋市八町通5丁目4番地
(愛知県内にある販売業務を行う全ての事業場の所在地を記入してください。)

※なお、販売業務を行う事業場が多数あり届出書に記入が困難な場合は、一覧表を作成の上、届出書に添付するとともに、この欄には「別紙一覧表のとおり」と記入してください。

- 3 愛知県内にある保管する施設の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
豊橋市八町通5丁目4番地
(販売業務を行う事業場の所在地に準じて記入してください。)

※なお、保管する施設の所在地と販売業務を行う事業場の所在地が同一の場合は、この欄には「2と同じ」と記入しても構いません。

○ 届出書の様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。
『肥料販売に関する届出 - 愛知県』
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000005878.html>

複数の販売事業場がある場合の事業場一覧表例

※ 県内の店舗数が多く、店舗一覧を別紙として添付する場合は、下記の例のような、肥料販売を行う店舗一覧を添付してください。

販売事業場及び保管施設の所在地一覧表

	店舗名	所在地	電話番号
1	○△□ストア本店	名古屋市名東区…	052-123-x x x x
2	○△□ストア長久手店	長久手市…	0563-82-x x x
3	○△□ストア安城店	…	…
4	○△□ストア刈谷店	…	…
5	○△□ストア新城店	…	…
6	○△□ストア豊田店	…	…
…			

(記入例)

様式第15号

(ロ) 肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

愛知県知事殿

- ・法人の場合：本社(本店)の所在地・名称を記入して下さい。
- ・個人の場合：届出者本人の居住地の住所を記入して下さい。
- ・記載する内容は、登記簿謄本、住民票等の記載どおりとして下さい。

※1

郵便番号 460-8501
住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏 名 株式会社アイチ
(名称及び 代表取締役 愛知太郎
代表者の氏名)
電話番号 (052) 961-2111

※最初に届け出た年月日(開始届の日付)を記入してください。不明な場合はお問い合わせください。

さきに平成20年3月13日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

(実際に変更が生じた年月日を記入してください。)

〇〇年〇〇月〇〇日

2 変更した事項

(届出を行った事項のうち変更が生じた事項を記入してください。なお、追加/削除を除く変更の場合は、新旧が判るように記入してください。)

※ 販売業務を行う事業場が多数ある場合は、変更後の一覧表を作成の上、添付してください。

(記載例①：代表者変更の場合)

代表者氏名 (新) 愛知 太郎 (旧) 尾張 二郎

(記載例②：販売店舗を追加する場合)

販売業務を行う事業場の追加

(新) 岡崎市明大寺本町1-4

名古屋市中区三の丸三丁目 <追加>

(旧) 岡崎市明大寺本町1-4

(記載例③：店舗一覧を別紙とする場合)

別紙一覧表のとおり(変更内容が分かるように記載(追加・削除など))

3 変更した理由(変更した理由を簡潔に記入してください。)

(記載例) 役員の交替があったため ・ 店舗を増設(閉店)するため

○ 届出書の様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

『肥料販売に関する届出 - 愛知県』 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000005878.html>

(記入例)

様式第15号

(ハ) 肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

愛知県知事殿

- ・法人の場合：本社(本店)の所在地・名称を記入して下さい。
- ・個人の場合：届出者本人の居住地の住所を記入して下さい。
- ・記載する内容は、登記簿謄本、住民票等の記載どおりとして下さい。

※1

郵便番号 460-8501
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏名 株式会社アイチ
(名称及び代表者の氏名) 代表取締役 愛知太郎
電話番号 (052) 961-2111

※最初に届け出た年月日(開始届の日付)を記入してください。不明な場合はお問い合わせください。

さきに平成20年3月13日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を令和3年12月24日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

※実際に業務を廃止した年月日を記入してください。

○ 届出書の様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。
『肥料販売に関する届出 - 愛知県』
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000005878.html>